

第23回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年5月30日（金）午前9時～午前10時20分
2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2
3. 出席委員 14名

会長	15番	重村 耕一郎		
会長代理	1番	梶 重明		
委員			9番	神掛 ちず子
	4番	園山 秀国	10番	中尾 隆
	5番	高橋 慶生	11番	竹ノ内 春則
	6番	前田 格男	12番	興邊 雄次
	7番	清水 隆一	13番	上水流 政俊
	8番	萩原 とよ子	14番	山口 華
4. 欠席委員 2番 福島 昌信
5. 議事日程
 - (1) 開 会
 - (2) 議事日程について
 - (3) 議事録署名委員の指名について
 - (4) 会期の決定について
 - (5) 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (7 件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (2 件)
 - (6) 付議事件及び順序について

日程第1	農地中間管理事業による農用地利用集積等促進の承認について	(議案 1 件)
日程第2	農地法第3条に規定による許可申請について	(議案 8 件)
日程第3	農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申し出の意見決定について	(議案 1 件)
日程第4	農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更）申し出の意見決定について	(議案 1 件)
日程第5	農地法第4条の規定による許可申請について	(議案 1 件)
日程第6	農地法第5条の規定による許可申請について	(議案 2 件)
日程第7	非農地証明願の申請審議について	(議案 3 件)
 - (7) その外農政一般事項
 - (8) 閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	岩下 陽一	農地係長兼管理調整係長	吉村 明恵
主 査	有迫 公三郎	事務補助員	酒井 式子

議 長 それでは只今から、第２３回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。

議 長 本日は、福島委員が所要のため出席できない旨の申し出がありました。

議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第２３条第２項の規定により、本日の議事録署名委員は、９番神掛委員と１０番中尾委員を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日１日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日１日限りと決定いたしました。

議 長 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が７件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 １ページになります。①合意解約申出書７件です。番号１。貸人、湧水町幸田 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 鹿児島県地域振興公社 土地の所在 恒次字平下〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は平成２９年１２月３１日から令和９年１２月３０日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和７年４月３０日。番号２。貸人、湧水町川添 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 鹿児島県地域振興公社。土地の所在 川添字馬場下〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外１筆 計２筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成３０年１２月１日から令和１０年１１月３０日。解約の理由、合筆したため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和７年５月３１日。番号３。貸人 湧水町恒次 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 鹿児島県地域振興公社。土地の所在 恒次字堀ノ頭〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和元年６月１日から令和１１年５月３１日。解約の理由、農地転用のため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和７年６月３０日。番号４。貸人 湧水町木場 〇〇〇〇。借人、湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在 木場字内堀〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和７年４月２２日。番号５。貸人、湧水町北方 〇〇〇〇。借人、湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在、北方字麦生田〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期

間、令和7年2月25日から令和17年4月30日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年4月25日。番号6。貸人、湧水町木場 ○○○○。借人、鹿児島市 鹿児島県地域振興公社。土地の所在 木場字川原口○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外2筆 計3筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成29年2月1日から令和9年1月31日と令和2年2月1日から令和12年1月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年6月30日。番号7。貸人 湧水町木場 ○○○○。借人、鹿児島市 鹿児島県地域振興公社。土地の所在、木場字下佐牟田○○ 地目は畑 面積は○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成29年2月1日から令和9年1月31日。解約の理由、土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年6月30日。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で合意解約申出書 を終わります。

議 長 次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書が2件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が2件です。番号1。権利取得者、大分市 ○○○○。権利取得日、令和6年11月18日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、恒次字堀ノ頭○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外2筆 計3筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者、鹿児島市 ○○○○。権利取得日、令和7年3月25日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、幸田字佐牟田○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外6筆 計7筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等が無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議 長 以上で事務局報告を終わります。

議 長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第243号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を議題とします。利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

- 事務局 4 ページです。日程第 1 議案第 243 号。農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について。(1) 利用権設定。整理番号 1 号から整理番号 8 号です。下の地区別集計表をご覧いただきたいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田が 10,207 m², 畑が 1,974 m², 合計 12,181 m²です。次に 5 ページをご覧ください。総括表です。これも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田 6,071 m², 畑 1,974 m², 計 8,045 m²。次に使用貸借分の田 4,136 m²。合計で田が 10,207 m², 畑 1,974 m², 計 12,181 m²です。詳細は 6 ページから 7 ページに記載してありますので、お目通しください。以上です。
- 議長 順を追って審査します。まず、整理番号 1 号を審査します。整理番号 1 号については、農業委員会等に関する法律第 31 条 議事参与の制限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。
(〇〇委員退席)
- 議長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号 1 号について、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 1 号については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。整理番号 1 号については、承認することに決定しました。
- 議長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(〇〇委員着席)
- 議長 休憩を閉じ会議を開きます。
- 議長 次に、整理番号 2 号から整理番号 8 号を審査します。整理番号 2 号から整理番号 8 号までの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 2 号から整理番号 8 号については、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議長 異議なしと認めます。整理番号 2 号から整理番号 8 号については、承認することに決定しました。
- 議長 以上で、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を終わります。
- 議長 次に、日程第 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について を議題と

します。議案第 244 号から議案第 251 号までの 8 議案を一括上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

8 ページです。日程第 2 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第 244 号。権利, 所有権移転。土地の所在, 田尾原字皆田ヶ山〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人, 鹿児島市西伊敷 〇〇〇〇。受人, 湧水町北方 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。無償譲渡です。次に議案第 245 号。権利, 所有権移転。土地の所在, 田尾原字平田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人, 鹿児島市西伊敷 〇〇〇〇。受人, 霧島市国分 〇〇〇〇。請け人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。無償譲渡です。次に議案第 246 号。権利, 所有権移転。土地の所在, 田尾原字城ヶ鼻〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人, 鹿児島市西伊敷 〇〇〇〇。受人, 湧水町木場 〇〇〇〇。請け人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。無償譲渡です。次に議案第 247 号。権利, 所有権移転。土地の所在, 田尾原字天神原〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人, 鹿児島市西伊敷 〇〇〇〇。受人, 湧水町田尾原 〇〇〇〇。請け人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 3。申請事由は規模拡大。無償譲渡です。次に議案第 248 号。権利, 所有権移転。土地の所在, 幸田字葉山本〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人, 湧水町幸田 〇〇〇〇。受人, 湧水町幸田 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。贈与です。次に議案第 249 号。権利, 所有権移転。土地の所在, 米永字西ノ迫〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人, 鹿児島市玉里団地 〇〇〇〇。受人, 湧水町米永 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。議案第 250 号。権利, 所有権移転。土地の所在, 米永字山崎〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人, 始良市西餅田 〇〇〇〇。受人, 湧水町米永 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第 251 号。権利, 所有権移転。土地の所在, 木場字渕ノ子山〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡ 外 2 筆 計 3 筆 合計面積〇〇㎡です。渡人, 鹿児島市草牟田 〇〇〇〇。受人, 湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。贈与です。以上です。

議長
議長
議長

農地法第 3 条の許可区分は, 湧水町農業委員会です。

順を追って審議します。

まず, 議案第 244 号を審議します。議案第 244 号については, 現地調査が

行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

10 番 10 番中尾が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 244 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページから 3 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 244 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 244 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 245 号について審議します。議案第 245 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

10 番 10 番中尾が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 245 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、4 ページから 5 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 245 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 245 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 246 号について審議します。議案第 246 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

14 番 14 番山口が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 246 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と

議案参考資料の 1 ページ, 6 ページから 7 ページをご参照ください。調査事項の中で, 現況地目は田です。地域との調和要件は, すべて整っており特に問題はありません。指導事項については, 特にありませんでした。調査意見は, 許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し, ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ, 議案第 246 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 246 号につきましては, 許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に, 議案第 247 号について審議します。議案第 247 号についても, 現地調査が行われていますので, 調査委員の報告をお願いします。

1 4 番 1 4 番山口が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 247 号の現地調査の報告をいたします。調査日時, 調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地, 申請者及び場所等については, 議案書と議案参考資料の 1 ページ, 8 ページから 9 ページをご参照ください。調査事項の中で, 現況地目は畑です。地域との調和要件は, すべて整っており特に問題はありません。指導事項については, 特にありませんでした。調査意見は, 許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し, ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ, 議案第 247 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 247 号につきましては, 許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に, 議案第 248 号について審議します。議案第 248 号についても, 現地調査が行われていますので, 調査委員の報告をお願いします。

1 0 番 1 0 番中尾が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 248 号の現地調査の報告をいたします。調査日時, 調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地, 申請者及び場所等については, 議案書と議案参考資料の 1 ページ, 1 0 ページから 1 1 ページをご参照ください。調査事項の中で, 現況地目は畑です。地域との調和要件は, すべて整っており特に問題はありません。指導事項については, 特にありませんでした。調査意見は, 許可相当と見ました。以上報告します。

- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 248 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 248 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 249 号について審議します。議案第 249 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 9 番 9 番神掛が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 249 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、12 ページから 13 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 249 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 249 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 250 号について審議します。議案第 250 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 5 番 5 番高橋が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 250 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、14 ページから 15 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 250 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。議案第 250 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 251 号について審議します。議案第 251 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 5 番 5 番高橋が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 251 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、16 ページから 17 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
- (なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 251 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
- (異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 251 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請について を終わります。
- 議 長 次に、日程第 3 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定について を議題とします。町長から意見を求められています。議案第 252 号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 11 ページです。日程第 3 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定について。議案第 252 号。願出人、湧水町北方 ○○○○。土地の所在、北方字立野原○○ 地目は田 面積は○○㎡です。利用目的は一般住宅です。変更の理由は、現在住んでいる団地が手狭になり、団地近くに住宅を建てたいためです。以上です。
- 議 長 議案第 252 号を審議します。議案第 252 号につきましては、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。
- 14 番 14 番山口が報告します。農業振興地域整備計画の一部変更 除外 に係る議案第 252 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 18 ページから 23 ページをご参照ください。申し出の内容は、一般住宅への転用による農用地区域からの除外申し出です。調査は、農振法に基づき、除外に係る 6 要件を満たして

いることを確認しました。周囲の状況は、北は宅地、東は田、南は田、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。調査意見は、農振法の6要件及び農地転用に関する許可基準を満たしているため、農業振興地域整備計画の一部変更の農用地からの除外はやむを得ないと思われます。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
4 番 4番園山です。分筆後の残りの456㎡の農地は耕作するのですか。
事務局 ○○さんが今後3条申請を行う予定とのことです。
議 長 他にご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第252号は調査委員の報告は農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないということです。農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第252号につきましては、農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。

議 長 以上で、農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定について を終わります。

議 長 次に、日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。議案第253号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 12ページです。日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について。議案第253号。土地の所在、幸田字竹山○○。登記簿地目は田。現況は宅地です。農振外で面積は○○㎡。地種は第2種となります。申請人、湧水町幸田 ○○○○。形態は転用。用途・施設は倉庫・庭園・作業場で施設面積は○○㎡です。申請事由はすでに倉庫・庭園を設置しているので、正式に農地転用をしたい。添付資料は位置図、住宅地図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、またすでに転用していたため始末書がありました。以上です。

議 長 農地法第4条の許可区分は、湧水町農業委員会です。

議 長 議案第253号につきましては、当初、第3条申請で提出されていた案件で、令和6年8月19日に行いました現地調査において、倉庫、庭園等が確認されたことに伴い、第4条申請にて行うようにと指導し、今回申請された

ものです。

現地調査の報告については、事務局から報告いたします。

事務局 それでは事務局より報告いたします。農地法第4条に係る議案第253号の現地調査の報告をいたします。先ほども説明がありましたが、令和6年8月19日に現地調査を行っております。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の24ページから27ページをご参照ください。周囲の状況は、北は宅地、東は道路、南は田、西は田です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、配置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書等がありました。転用許可に関する調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用したことによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の事務局の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第253号は、事務局の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第253号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議長 以上で、農地法第4条の規定による許可申請について を終わります。

議長 次に、日程第5 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。議案第254号から議案第255号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 13ページです。日程第5 農地法第5条の規定による許可申請について。議案第254号。権利、所有権移転。土地の所在、木場字川原口〇〇 登記簿地目は畑 現況は宅地 農振外 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積は〇〇㎡です。農地区分は第2種農地です。渡人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人、鹿児島市 〇〇〇〇。形態は所有権移転、用途施設は倉庫・車庫 施設面積は〇〇㎡です。申請事由は農業用倉庫が手狭であるため便宜上条件の良い申請地に倉庫と従業員用の駐車場を建設したい。添付書類は位置図・配置図、被害防除契約書及び誓約書、始末書がありました。次に議案第255号。権利、所有権移転。土地の所在、北方字土穴〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。渡人、湧水町北方 〇〇〇〇。受人、湧水町北方 〇〇〇〇。形態は所有権

移転。用途施設は一般住宅 施設面積は〇〇㎡です。申請事由は現在借家で手狭なため、今回実家に近い申請地に自己の住宅を建築したいとのことです。添付書類は位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書がありました。親子間の贈与です。以上です。

議 長 農地法第5条の許可区分は、湧水町農業委員会です。
議 長 それでは順を追って審査します。
議 長 まず、議案第254号を審議します。議案第254号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。議案第254号につきましては、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。

9 番 9番神掛が報告します。農地法第5条に係る議案第254号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の28ページから32ページをご参照ください。周囲の状況は、北は宅地、東は畑、南は畑、西は道路です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位置図、被害防除計画書及び誓約書、始末書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第254号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第254号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(〇〇委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 次に議案第255号を審議します。議案第255号につきましても、現地調査が行われておりますので、調査委員の報告をお願いします。

10 番 10番中尾が報告します。農地法第5条に係る議案第255号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の28ページ、33ページから35ページをご参照ください。周

圃の状況は、北は道路、東は道路、南は田、西は宅地です。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書、位置図、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
1 番 1 番柵です。間に道路が入っているがどうなりますか。
事 務 局 これは水路になります。また東側の三角になっているところは町有地となっていますが、町建設課へ占用申請中であります。

議 長 外にありませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見がなければ、議案第 255 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、第 1 種農地と判断されることから、県農業会議 定例常設審議委員会の諮問を経て、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 255 号につきましては、県農業会議 定例常設審議委員会の諮問を経て、許可することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 5 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 日程第 6 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第 256 号から議案第 258 号までの 3 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1 4 ページです。日程第 6 非農地証明願の申請審議について。議案第 256 号。願出人、湧水町田尾原 ○○○○。土地の所在、恒次字柵○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして申請地は 20 年程に渡り耕作しておらず、現在は雑木が繁茂した土地となっている。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条の第 2 号、第 3 号、第 6 号です。次に議案第 257 号。願出人、湧水町木場 ○○○○。土地の所在、木場字田渡○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外 1 筆 計 2 筆 合計○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、昭和 50 年頃農地法の許可を得ないで植林したため山林化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条の第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 9 号です。次に議案第 258 号。

願出人，湧水町木場 ○○○○。土地の所在，木場字川原口○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして，申請地は，平成２年頃から耕作放棄され鳥獣被害もあり，原野化した。非農地判定基準は，湧水町農業委員会非農地証明交付基準第２条の第２号，第３号，第４号です。以上です。

議 長 順を追って審議します。まず，議案第 256 号を審議します。議案第 256 号については現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

1 4 番 1 4 番山口が報告します。非農地証明願いに係る議案第 256 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 3 6 ページから 3 9 ページをご参照ください。調査意見は，申請地は平成 1 7 年頃より耕作放棄され原野化しており，今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから，非農地判断基準の第 2 号，第 3 号，第 6 号に該当することを確認したことから，非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ，議案第 256 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案 256 号につきましては，非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に，議案第 257 号を審議します。議案第 257 号につきましても現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いいたします。

9 番 9 番神掛が報告します。非農地証明願いに係る議案第 257 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 3 6 ページ，4 0 ページから 4 4 ページをご参照ください。調査意見は，申請地は昭和 5 0 年頃に農地法の許可を得ないで植林し山林化しており，今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから，非農地判断基準の第 2 号，第 3 号，第 4 号，第 9 号に該当することを確認したことから，非農地証明を発行することはやむを得ないと

判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 257 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案 257 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第 258 号を審議します。議案第 258 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

5 番 5 番高橋が報告します。非農地証明願いに係る議案第 258 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 36 ページ、45 ページから 47 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は平成 2 年頃より耕作放棄され鳥獣被害もあり原野化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 4 号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 258 号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案 258 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。
(なしの声あり)

議 長 なければ、その他農政一般事項についてを終わります。

議 長 以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第
23回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前10時20分

議 長 _____

9 番 _____

10番 _____